

弘前地区環境整備事務組合公告第1号

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月19日

弘前地区環境整備事務組合
管理者 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設関連業務

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名称 | 令和5年度 南部清掃工場基幹的設備改良工事設計・施工監理業務 |
| (2) 委託期間 | 契約日の翌日から 令和8年3月30日 まで |
| (3) 業務概要 | 実施設計図書、工事関連図書の審査と工事監理（重点監理）を行う。 各年度業務内容：委託仕様書を参照 |
| (4) 予定価格 | 事後公表 |
| (5) 支払条件 | 前金払 有り 部分払 有り |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
 - (3) 公告の日から入札日までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
 - (4) 東北地方に本店又は支店・営業所等を有すること。
 - (5) 弘前市の令和5年度建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿において、土木関係建設コンサルタント業務 に登録されていること。
 - (6) 平成20年度以降に官公庁発注の ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良工事設計・施工監理等の元請業務実績があること。
 - (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく建設コンサルタントの登録を受けている者で「廃棄物部門」に登録を有する者。
 - (8) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員である者。
 - (9) 次の各号に該当する主任技術者をそれぞれ配置できること。
(同一の技術者が①及び②を兼務することができる。)
- ①次のいずれかの資格を有する者で、当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。
- ア 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理）の資格を有する者。
- イ 技術士（総合技術監理部門：衛生工学―廃棄物・資源循環）の資格を有する者。
- ウ RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。
- ②過去10年以内に、ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良工事設計・施工監理業務等において主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者で、当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。

(10) 次の各号に該当する照査技術者をそれぞれ配置できること。

(同一の技術者が①及び②を兼務することができる。)

①次のいずれかの資格を有する者で、当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。

ア 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理）の資格を有する者。

イ 技術士（総合技術監理部門：衛生工学—廃棄物・資源循環）の資格を有する者。

ウ RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。

②過去10年以内に、ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良工事設計・施工監理業務等において主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者で、当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、次に従い、参加を申請しなければならない。

(1) 提出期限 令和5年7月25日 正午（FAXに限る。）

(2) 提出書類（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

①参加申請書

(3) 提出場所 組合事務局総務課（FAX 0172-35-3824）

（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）

(4) その他

①参加申請書の内容について別途意見を聴取することがある。

②参加申請書の受理については申請者に対して別に通知する（令和5年7月28日 通知予定）。なお、予定日までに通知がない場合は、組合事務局総務課へ必ず連絡すること。

4 設計図書の配布

(1) 設計図書は、組合ホームページに掲載するので、ダウンロードの上、熟読すること。

(2) 設計図書に質問がある場合は、次に従い、質疑応答書をFAXにより提出すること。

① 提出先 事務局総務課（FAX：0172-35-3824）

② 期限 令和5年7月25日 午後5時まで

③ 回答方法 組合ホームページの「質疑応答」に掲載する。（令和5年7月28日 掲載予定）

5 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月7日 午前11時00分

(2) 場所 弘前地区環境整備事務組合事務局総務課

6 入札方法等

(1) 入札書は郵送により提出するものとする。（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

(2) 宛 先 〒036-8799

弘前郵便局留 弘前地区環境整備事務組合 事務局総務課

（郵送用封筒の作成方法は組合ホームページに掲載の「入札参加者用マニュアル」の例によること。）

(3) 到着期限 令和5年8月3日 必着

(4) 郵送方法 **一般書留又は簡易書留のいずれかによる。**

（特定記録で郵送された入札書については、無効とする。）

(5) 入札書の日付は入札日を記入すること。

(6) 入札（開札）の執行回数は2回までとする。

第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は再度入札を行う。再度入札に係る入札日程や入札立会依頼については、入札参加者（辞退者を除く。）に対して別に通知する。

※詳しくは、弘前市ホームページに掲載の弘前市郵便入札実施要領をご覧ください。

(7) 落札者がいない場合は不調とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合はその納付を免除する。また、有価証券等の提供、銀行又は管理者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

8 入札条件

規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。

9 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に電話等で組合事務局総務課へ連絡すること。ただし、入札書郵送後の辞退については、入札（開札）前までに入札辞退届を持参により提出すること。（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

11 入札（開札）の立会い

入札（開札）にあたり、入札参加申請をした者の中から入札立会人を決定し入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札（開札）時刻までに到着しない場合は、当該入札に関係のない組合の職員を立ち合わせるものとする。

12 入札（開札）の傍聴

入札（開札）の傍聴を希望する入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。）は、5に定める入札（開札）時刻までに来場すること。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、入札傍聴委任状を持参すること。（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 参加申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札書又は封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札

14 同日落札制限

- (1) 本業務は、同日落札制限の対象業務とする。
- (2) 本業務と同日に組合事務局総務課において開札を行う 土木関係建設コンサルタント業務 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本業務以外の業務を落札した者又は落札候補者となった者の入札を無効とする。再度入札を行った場合も同様とする。

15 落札者の決定

(1) 本入札は、弘前市業務委託契約等最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。

※令和2年8月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。

詳しくは、弘前市ホームページをご覧ください。

(2) 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の者を落札候補者とし、同様の審査を行い落札者を決定する。

(3) 開札後、組合から連絡を受けた落札候補者は、指定された期日までに弘前地区環境整備事務組合事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

①提出書類（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

- ・資格審査申請書
- ・業務実績調書
- ・配置予定技術者調書

②提出場所 組合事務局総務課（FAX 0172-35-3824）

③提出期限 令和5年8月9日（予定）

（提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日に当たる日を除く。））

（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）

④その他

- ・資格審査申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ・入札後に弘前市の指名停止を受けた者は落札者に決定しないものとし、当該入札は無効とする。
- ・資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合、落札候補者に対してその旨を通知する。

(4) 落札者には落札した旨を通知する。

16 契約の締結

(1) 落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格1億5千万円以上の建設工事については、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に仮契約を締結し、議会の議決のあったときに本契約を締結することとする。

(2) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が弘前市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

17 その他

(1) 入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。

(2) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。

以 上

問い合わせ先

弘前地区環境整備事務組合 事務局総務課

電話 0172-31-5600